

平成 25 年度 第 2 回 富士見市入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所	平成 25 年 11 月 20 日 (水) 9 時 30 分 第二委員会室
出席委員の 氏名及び職業	委員長 山下 勇一 (埼玉大学 経済学部教授) 委員 尾崎 晴男 (東洋大学 総合情報学部教授) 委員 平岡 直也 (あおい総合法律事務所 弁護士)
事務局等職員の 氏名及び職名	総合政策部長 斉藤新太郎 契約検査課長 新山司 副課長 本多忠嗣 主事 濱野伸秀 水道課副課長 福島隆司 交通・管理課長 関根研治 主査 富永貴昭
会議次第	<p>1 開会 (契約検査課長)</p> <p>2 委員長あいさつ (山下委員長)</p> <p>3 議事 (進行=山下委員長)</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 報告事項</p> <p style="padding-left: 40px;">①入札制度改正について</p> <p style="padding-left: 40px;">②建設工事等に関する入札及び契約状況について</p> <p style="padding-left: 40px;">③入札参加停止情報について</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 審議案件</p> <p style="padding-left: 40px;">①建設工事案件に係る審議(一般競争入札)6 件</p> <p style="padding-left: 40px;">②建設工事案件に係る審議(随意契約)1 件</p> <p style="padding-left: 40px;">③建設関連業務案件に係る審議(指名競争入札)4 件</p> <p style="padding-left: 40px;">④建設関連業務案件に係る審議(随意契約)1 件</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 委員による協議</p> <p style="padding-left: 20px;">(4) 審議結果講評</p> <p style="padding-left: 20px;">(5) その他</p> <p>4 閉会 (契約検査課長)</p>

議事の経過

主な意見・質問等	内容・説明等
<p>(1) 報告事項 (事務局から説明)</p> <p style="padding-left: 20px;">①入札制度改正について</p> <p>委員：最低制限価格の算定基準に変更があるが、直接工事費・共通仮設費・現場管理費・一般管理費の 4 項目の合計額で判断しているということか。</p> <p style="padding-left: 20px;">②建設工事等に関する入札及び契約状況について</p> <p>委員：随意契約については、不落随契になったものと当初から随意契約としたものと 2 種類あるはずで、この資料からではその違いが判断できない。審</p>	<p>事務局：資料「入札制度改正について」に基づき説明を行った。</p> <p>事務局：合計額で判断している。</p> <p>事務局：資料 1～7 に基づき説明を行った。</p> <p>事務局：備考欄等を使って、経緯が解るように修正する。</p>

議にあたって、経緯が解るように工夫が必要。

③入札参加停止情報について

委員長：市の入札参加停止の基準は、国・県とどのように違うか。

委員：事実認定は、どのように行っているのか。

委員長：入札参加停止期間の開始日の決定の基準は、

(2)審議案件（事務局・担当課から説明）

平成24年度下期執行入札より12件抽出。

案件抽出委員：建設工事8件は工種毎に1件ずつ、建設関連業務も業種別に4件。出来るだけ金額が高い案件を選定している。工事は総合評価方式の案件を1件含む。

なお、工事（一般競争入札）6件は、何時から設計が行われ、設計も含めた工事の総額が解るよう追加資料を添付している。また、抽出案件を落札した業者の過去三年間の落札実績も添付した。

①建設工事案件に係る審議（一般競争入札）6件

- 1 市立小・中学校空気調和設備設置工事
- 2 柳瀬第9污水管渠築造工事（第4工区）
- 3 道路修繕工事（その1）
- 4 東大久保浄水場PC配水池耐震補強工事
- 5 市立水谷公民館エレベーター設置工事
- 6 各浄・配水場監視カメラ設置工事

1 市立小・中学校空気調和設備設置工事

委員：JV案件であるが、入札1回目では成立せず、翌日2回目を行っている。再入札にあたって、参加5社にはどのような連絡をしたのか。また、他2件の同等工事の結果はどうであったか。

委員：JVとした理由は、

委員：1回目の入札から参加辞退しているJVがいる。

事務局：資料8に基づき説明を行った。

事務局：県と同等の基準にしている。

事務局：埼玉県内で他団体が入札参加停止を掛けた場合は、ネットワークから情報が流れてくる。その中で本市でも該当する案件が確認し、入札参加停止を掛けた自治体に問い合わせや報道等を確認して事実認定をしている。

事務局：決裁日からになる。

事務局：資料「様式第6号その1」に基づき案件の説明を行った。

事務局：5社に対して、予定価格超過のため再入札をする旨、電子入札システムを通じて行っている。その際に、再入札の日付や1回目の最低価格を通知している。他の同等案件2件についても全者予定価格超過となり翌日再入札を実施して落札となった。

事務局：本来であれば、管工事で県内Aランクに発注する案件であるが、市内業者の参入機会を作るためにJVとした。

事務局：JVの設立について事前に申請書の提出を求めている、確認の結果、参加資格を満たしていな

委員長：関連する設計業務委託 6 件に対して工事は 3 件になった経緯は。

委員長：ガス式の空調機を選定した理由は。

委員長：決定までの過程はどうなっているか。

2 柳瀬第9污水管渠築造工事（第4工区）

委員：事務手続きが煩雑と聞いているが、スケジュールを見ると一般競争入札の手続きと同じように行っているように見える。

委員：技術評価点と価格点の配分は。

委員長：入札公告時の工種の選定はどのように行っているのか。

3 道路修繕工事（その1）

委員長：この案件では、設計は23年度実施。1件目の案件は、24年度に設計と工事。年度を跨ぐことで問題は起きないのか。

委員長：設計料の有る工事と無い工事の違いは何か。設計を行う職員の配置状況は。

4 東大久保浄水場PC配水池耐震補強工事

委員：14社入札に参加しているが、辞退数が多い。

いことが解り辞退している。

事務局：市立の小中学校全てに空調器を取り付けるということで6件に分割して発注したが、工事の段階では地域や空調方式を考慮して、3件に集約している。監理業務も工事に合わせて3件とした。

部長：電気・都市ガス・LPガスの3つの候補があった。大震災以降節電意識が高まり、電気とガス方式を比べると、ガスは電気代が1/10になること、小学校にLPGガスを貯蔵するバルクタンクを設置することで災害時にガスを使用した炊き出しや発電等、避難所としての機能を高めることができることからLPガスとした。中学校については、1校を除き都市ガスを利用した。これはLPガスより都市ガスのほうが若干安い。

部長：教育委員会と総合政策部でどのような方式にするか協議し、他団体等の設備を視察し、活用方法を総合的に考えて都市ガス・LPガスを選定した。

事務局：実際は、本市では第三者機関が無いので埼玉県の総合評価小委員会に審議をお願いしている。開催が月に2回のため、更に2週間～1カ月程度準備に時間がかかっている。

事務局：技術評価点11点、価格評価点89点の合計100点になる。

事務局：入札参加資格審査申請時に申請する工種について工種毎に工事内容の例示があり、本市もそれに倣って該当する工種から選定している。

事務局：大半の工事では、前年度に設計し、翌年度の早い時期に単価を入れ替えて工事を行なっている。問題は起こっていない。同一年度に設計・施工は件数として少ない。

事務局：担当課内で設計を行える場合とそうでない場合とに分かれる。外部委託するものは、測量や地質調査等が入る業務が多い。設計を行う技術者は各発注課に配置されているが配置状況については把握していない。

事務局：杭打ち等特殊な工事の下請業者を見つける

<p>5 市立水谷公民館エレベーター設置工事</p> <p>委員：エレベーターの設置工事としては高い。また、今後の保守や修繕等の経費を検討した上で設置をしたのか。</p> <p>6 各浄・配水場監視カメラ設置工事</p> <p>委員長：従前はリースであり、工事に変えた理由は何か。定期的に最新の機種で運用できるリースが主流であるので、市の検討過程を聞きたい。</p> <p>委員長：費用の比較結果を確認したい。</p> <p>②建設工事案件に係る審議(随意契約)1件</p> <p>1 鶴瀬西配水場県水流入弁更新工事</p> <p>委員：水道課発注の工事は、年度末発注工事が先ほどの監視カメラ工事の件と本件と2件ある。発注の平準化を考えると3月に発注することは相応の理由が求められる。結果が随意契約となると尚更である。</p> <p>委員：再入札にあたって、対象が増えているのは他にも故障があったのか。</p> <p>委員：専門業種で業者が少ないというは解るが、ここまで参加者が少ないと原因の調査や工夫も必要ではないか。</p> <p>③建設関連業務案件に係る審議(指名競争入札)4件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実施設計業務委託(特環その1) 2 東北地方太平洋沖地震に伴う基準点(1・2級、街区三角点・多角点)改訂業務委託 3 街路樹維持管理業務委託(その5) 4 建物物件調査業務委託(その9) 	<p>ことが出来なかったのではないかと考えている。通常、入札の参加申込みを行った後に積算や見積りを取り始めるので、最終的に揃わなかったために辞退したのではないか。</p> <p>部長：現行の建築基準法を満たしていない部分の改修や設置場所の改造等付帯工事が多い。保守や修繕の計画を立て、予算の検討もしている。公共性や公平性を考えた時に高齢者にも利用しやすい施設を考えると必要な設備と考えた。</p> <p>水道課：旧監視カメラは、当初のリース期間を大幅に超えており、再リースにあたって保守費等の維持費が上がっていた。定期的な監視カメラシステムの入替は検討していないため、リースより工事で一括購入したほうが導入費と維持費を併せた合計額が安くなるため、工事とした。</p> <p>水道課：資料を準備していないため、後日提出としたい。</p> <p>事務局：資料「様式第6号その3」に基づき案件の説明を行った。</p> <p>水道課：県水から市に水の供給を受ける調整バルブの故障のため、緊急で交換する必要があった。入札が不調となり、再度設計を変更し、入札を行ったがこれも不調となり随意契約となった。</p> <p>水道課：設計を見直す中で、今後故障する恐れのある箇所を追加した。</p> <p>事務局：他の自治体の開札結果等は確認しており、同様に不調となった事例が多かった。専門性が高くなるほど参加業者が限られてしまう。金額面や発注時期の影響があるかは、確認が必要である。</p> <p>事務局：資料「様式第6号その2」に基づき案件の説明を行った。</p>
---	--

1 実施設計業務委託（特環その1）

委員長：この設計業務委託の対象となる工事は発注済みか。

委員：毎年同じ業者が落札しているように見える。指名業者の選定や設計業務委託の範囲はどのように設定しているのか。

委員長：機会均等ということや、地域業者の育成という意味では、指名業者の配分については仕方ないところもあるが、一般競争入札よりも指名競争入札は不明朗な部分が多くなる。指名については、説明がしっかりとつくように慎重にお願いしたい。

2 東北地方太平洋沖地震に伴う基準点（1・2級、街区三角点・多角点）改訂業務委託

委員：市内業者を選定することはできなかったのか。

委員長：基準点の数からみると業務委託料が高い。測量、プログラムの内容はどのようなものか。

3 街路樹維持管理業務委託（その5）

委員：市内業者は何者いるのか。

委員：この案件では市内業者5社のうち4社の指名としているが、指名業者の偏りはないか。

4 建物物件調査業務委託（その9）

委員長：市内業者が少ないようだが、補償コンサルタントの登録業者数は。

④建設関連業務案件に係る審議（随意契約）1件

1 市立小・中学校空気調和設備設置工事監理業務委託

委員長：当初から随意契約とした理由と経緯を。

下水道課：この設計は工事4件に分かれて発注しており、3件は今年度既に発注済みで、残り1件は来年度に発注する予定である。

下水道課：設計委託の範囲は、下水の流域毎に分かれており、下流域から発注し、翌年はその上流域といった流れで進めている。一度下流域の設計を落札すると、その時に調査した上流の現地調査費等を省略できるため、他社より有利な価格で入札ができるものと考えている。指名競争入札では、指名回数や本市との契約実績が影響するため、似たような指名業者になる。

事務局：受注機会の平準化や、業者によつての偏りが無いよう注意していく。

事務局：測量した座標データを保有しているデータに載せる専用のプログラムが必要となり、この業務を行える専門業者が少なく、市内業者では対応が出来ない業務であった。

交通・管理課：測量は1級基準点15箇所、2級基準点61箇所、街区三角点3箇所、街区多角点550点のGPS測量から本市の地形の歪みを把握し、そのずれを計算し反映できるプログラムを作成した。

事務局：市内本店2社、市内支店3社の5社になる。

事務局：金額によって指名業者数を決めている。受注機会の均等化のため、指名回数に偏りが無いよう努めている。

事務局：市内登録業者は4社。全体で見ても255社と少ない。

事務局：資料「様式第6号その3」に基づき案件の説明を行った。

事務局：設計金額が50万円を超えるため、本来であれば入札だが、業務の特殊性と設計金額低減のため

<p> 委員：随意契約にしたほうが設計金額が低減できる ということはどういうことか。 </p> <p> 委員：随意契約の場合、明らかに有利といった状況 が必要になるが、どの程度 費用に差が出るのか。 </p> <p>(3) 委員による協議</p> <p>(4) 審議結果講評 審議案件について (意見具申については、委員会意見の項目に記載)</p> <p>委員各位：承認</p> <p>(5) その他</p>	<p> 設計を行った業者と随意契約を行った。随意契約に するかの判断は、自治法に照らし合わせ適法かどう か、担当課と決裁権者が判断している。 </p> <p> 事務局：入札で行う場合、設計者以外の業者も入っ てくるため、設計内容の調査費用も含むことになる。 設計者と随意契約をすることで、その費用を削減で きるため、費用を抑えることが出来る。 </p> <p> 事務局：調査費用を入れることで1~2割増になると 聞いている。 </p>
---	---

<p>委員会意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆突発的でない案件が年度末に散見される。入札手続きに影響がないよう、入札時期の平準化に一層努めること。 ◆情報公開請求時に随意契約とした理由や費用計算等で疑義が生じないよう、発注前の準備過程もしっかりと取り組むこと。
--------------	---